

## 償却資産（固定資産税）の申告は1月31日まで ～令和5年1月1日現在の所有状況を申告してください～

償却資産を所有している個人・法人は、毎年1月1日現在の所有状況を、所在する市町村に申告しなければなりません。

- 受付期間：1月4日(水)～31日(火)  
(土日、祝日を除く)

※受付初日と月末は大変込み合いますので、お急ぎの人以外は新型コロナウイルス感染症対策の面から、時期をずらしてお越し願います。

- 申告書提出先：役場町民税務課または歌津総合支所
- 提出書類：償却資産申告書および種類別明細書

### 償却資産とは

漁業、農業などの自営業者、工場、商店、アパート経営などを行っている個人・法人が、その事業のために所有している構築物、機械、装置、工具、備品などのことです(土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く)。

### 業種別の償却資産

- 漁業：漁船、船外機、漁具など
- 農業：農機具、ビニールハウス、耕運機など
- 工場：受変電設備、旋盤、溶接機など
- 小売業：冷蔵庫、陳列棚、レジスターなど
- 不動産業：舗装工事、駐輪場、フェンスなど

### 太陽光発電設備に係る償却資産の申告

太陽光発電設備は、固定資産税の課税対象となる場合があります。下記に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

設置者	申告が必要となる場合
個人 (住宅用)	家屋の屋根、土地などに発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は、事業用資産となりますので申告が必要です。
個人 (個人事業主)	個人事業主が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電収入にかかわらず申告の対象となります。
法人	発電出力、売電の有無にかかわらず、事業用資産として申告の対象となります。

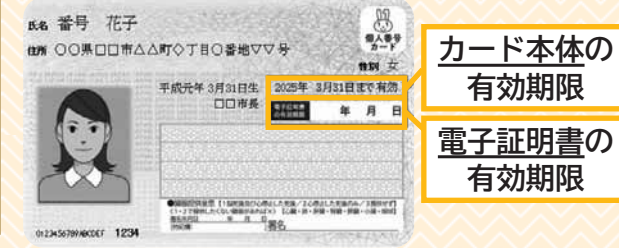
※昨年末までに申告された個人・法人には、償却資産申告書を送付しています。新たに申告をするために申告書が必要な個人・法人は、町民税務課資産税係まで連絡してください。また、前年中に資産の増減がなかった場合でも、償却資産申告書の所定事項に記入のうえ、必ず申告書を提出してください。

☎ 町民税務課 資産税係 ☎46-1372

## マイナンバーカードの更新について

マイナンバー制度開始当初に個人番号カード(マイナンバーカード)を申請した人は、順次カード内に搭載されている電子証明書の有効期限を迎えます。また、カード申請時に未成年だった人は、カード本体が有効期限を迎えます。ともにカードに記載されている有効期限の3カ月前から更新手続きが可能です(町民税務課および歌津総合支所)。

- ①マイナンバーカードの有効期限  
カードの表面に印字(●年●月●日まで有効)  
・発行時20歳未満の場合 → 発行日から5回目の誕生日  
・発行時20歳以上の場合 → 発行日から10回目の誕生日
- ②電子証明書の有効期限 カード表面に手書きで記載  
・年齢に関わらず、発行日から5回目の誕生日



対象となる人には、満了日の2カ月前に通知が届きますので、カード所有者本人が有効期限内にカードを持参し、役場で更新手続きを行ってください。被成年後見人と15歳未満の人は法定代理人の同伴が必要です。  
☎ 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373

## 免除された国民年金保険料を追加で支払いできます

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

- 追納を行う場合は、申し込みが必要です。  
追納の手続きは年金事務所まで受け付けします。承認した場合には納付書を発行します。追納の場合は納付書での支払いとなり、口座振替並びにクレジット納付は利用できません。
  - 追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除期間に限られます(例：令和4年12月に追納できるのは平成24年12月分)。
  - 承認をされた期間のうち、原則古い期間からの納付となります。
  - 保険料の免除を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
- ※追納額は免除の種類(全額・3/4・1/2免除)により追納額が異なりますので、石巻年金事務所にお問い合わせください。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373

## 南三陸病院職員募集

南三陸病院勤務の職員採用試験を次のとおり実施します。  
(令和5年4月1日採用予定。場合によっては、予定日より早く採用する場合があります。)

### ●募集する職種(人数)

- 看護師(2人程度)
- 看護助手(2人程度)



### ●受験資格

- ・看護師  
昭和53年4月2日以降に生まれた者で、免許を有する者または免許の取得が見込まれる者
- ・看護助手  
平成5年4月2日以降に生まれた者  
その他、日本国籍を有する者などの事項が受験資格として必要となりますので、詳しくは、病院事務所で配布する採用試験案内または病院ホームページを確認ください。

### ●試験日および会場

日時 2月22日(水) 午後1時30分から  
会場 南三陸病院 会議室

### ●試験の内容

作文および面接

### ●申込書類

- ・受験申込書(最近3カ月以内に撮影した写真を貼付)
  - ・市販の履歴書、健康診断書(就労の可否が判断できるもの)
  - ・各職種の免許証の写し(在学中の場合は、卒業見込証明書と成績証明書)
  - ・職務に関する経歴書(任意様式)
  - ・受験票を送付する封筒(84円切手を貼り宛名を明記)
- ※受験申込書については、病院事務所で配布しているほか、病院ホームページからダウンロード可能です。

### ●受付期間

1月6日(金)～2月8日(水)  
※受け付けは、平日の午前8時30分から午後5時まで。  
(郵送の場合は、2月8日(水)必着)

### ●合格発表

3月7日(火)に役場掲示場および病院ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

●申込先 南三陸病院事務部総務会計係 ☎46-3664  
〒986-0725 南三陸町志津川字沼田14番地3

## 国民年金だより

### 20歳になったら国民年金に加入しましょう

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。皆さんのなかには「年金なんて先のことから関係ない」と思っている人はいませんか？国民年金は、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やけがで重い障害が残った時などに年金を受け取ることができる制度です。

日本国内にお住いの20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

#### ◎加入手続きが必要な人は

学生や自営業者などの人で、20歳になって第1号被保険者となる人(学生、自営業者、農漁業の人、無職の人も含みます)は、住民登録している市区町村で手続きをしてください。公務員、社会保険加入者の人は第2号被保険者となり、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

#### ◎保険料は月額16,590円(令和4年度)です

国民年金の第1号被保険者の令和4年度の保険料は月額16,590円です。学生やアルバイトなどの人で収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

#### ◎保険料の猶予・免除制度について

「学生納付特例制度」は、所得がない学生などの本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。また、学生以外の一般の自営業者の人などは、経済的な理由によって保険料の納付が困難なときに、本人の申請によって「保険料免除制度」を利用することもできます。

※年金についての相談、手続きについては市区町村または年金事務所に問い合わせください。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373